

納期限 12月25日限り  
特に今月は、年末ですので、なるべく早目にお納めくださいませ。



昭和42年12月5日発行  
第145号  
発行者 徳地町  
発行所 徳地町役場  
編集者 河村 貞  
印刷所 今澄印刷所

町報についてのおしらせ  
昨年六月以降、毎月二回、町報を発行してまいりましたが、十一月と十二月の二月は、やむをえない事務の事情により、月一回の発行にとどめますので、ご了承ください。年明ければ、また月二回の発行にもどりますので、ご協力をお願いいたします。

◎ 町報の早期配付方お願い  
町報には、役場からのいろいろなお知らせなど期限のあるお知らせを多くお寄せしております。そのなか、各社在員さんのお手もとに届きましたら、なるべく早く各世帯におくばりいただくようあわせてお願いいたします。

# 財政状況の公表

徳地町長 長嶺 政男

地方自治法および町条例の規定により、昭和四十二年度、第二回の徳地町の財政状況をつぎのとおり公表します。

昭和四十二年十一月三十日

この公表は、毎年二回、五月末と十一月末に町財政の実情を町民各位に報告するものです。今回の主な内容は、昭和四十二年の補正予算の状況と昭和四十二年決算の状況（見込み）であります。ここに財政状況をご報告申し上げるのと同時に町政についての皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

昨今の町財政の増減は、義務と一般財源の増加は少く、義務的経費は年々激増しておりますが、国、県に対する折衝や自らの行財政運営を改善することによつて、財源の確保に努めて、諸施策の現実に努力を重ねております。ここに財政状況をご報告申し上げるのと同時に町政についての皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

一般会計歳入予算補正状況 (単位千円)

款別	当初予算額	8月補正額	9月補正額	現計総額
1 町税	47,087		2,000	49,087
2 地方交付税	113,200		2,924	116,124
3 分担金および金負担	8,515		1,008	9,523
4 使用料および手数料	3,577			3,577
5 国庫支出金	58,572	5,088	△3,960	59,700
6 県支出金	12,051		2,012	14,063
7 財産収入	47,031			47,031
8 寄附金	696			696
9 繰越金	18,000	5,812	5,948	29,760
10 諸収入	14,871		6,800	21,671
11 町債	39,200	11,400	1,000	51,600
12 臨時地方持分交付金			668	668
歳入合計	362,800	22,300	18,400	403,500

一般会計歳出予算補正状況 (単位千円)

款別	当初予算額	8月補正額	9月補正額	現計総額
1 総務費	6,793		150	6,943
2 総務費	80,367	110	△1,551	78,926
3 民生費	30,405		1,442	31,847
4 衛生費	7,258	15,832	161	23,251
5 労働費	13			13
6 農林水産業費	78,193		12,926	91,119
7 商工費	2,280		△721	1,559
8 土木費	46,486		△4,820	41,666
9 消防費	3,990		444	4,434
10 教育費	66,601	6,120	8,506	81,227
11 災害復旧費	8,169		1,024	9,193
12 公債費	31,432			31,432
13 諸支出金	3		550	553
14 予備費	810	238	289	1,337
歳出合計	362,800	22,300	18,400	403,500

昭和41年度歳出決算の状況  
昭和41年度歳出決算の総額は 3億4,877万円その内訳は下表のとおりです。

款別	41年度決算額	40年度決算額	比較	41年度比
議会費	6,996	5,991	1,005	2.0
総務費	65,572	57,620	7,952	18.8
民生費	28,133	20,188	7,945	8.1
衛生費	5,692	5,903	△211	1.6
労働費	9		9	
農林水産業費	75,206	60,311	14,895	21.5
商工費	1,234	588	646	0.4
土木費	41,083	29,140	11,943	11.8
消防費	5,637	6,105	△468	1.6
教育費	63,183	37,874	25,309	18.1
災害復旧費	26,120	36,258	△10,138	7.5
公債費	29,905	28,671	1,234	8.6
諸支出金		200	△200	
歳出合計	348,770	288,849	59,921	100.0

昭和41年度歳入決算の状況 (単位千円)

款別	41年度決算額	40年度決算額	比較	41年度比
1 町税	49,349	51,863	△2,514	13.0
2 臨時地方特別交付金	2,417		2,417	0.6
3 地方交付税	117,226	108,287	8,939	30.9
4 分担金および金負担	7,261	5,833	1,428	1.9
5 使用料および手数料	3,045	2,752	293	0.8
6 国庫支出金	59,044	37,475	21,569	15.6
7 県支出金	10,674	13,414	△2,740	2.8
8 財産収入	42,564	29,840	12,724	11.2
9 寄附金	55	972	△917	
10 繰越金	26,854	12,694	14,160	7.1
11 諸収入	10,334	10,173	161	2.7
12 町債	51,000	42,400	8,600	13.4
歳入合計	379,823	815,703	64,120	100.0

性別にみた歳出決算

貸付金 490千円 繰入金 200千円等 (0.3%)  
積立金 300千円



地方債現況表

区分	40年度末現在高	41年度発行額	41年度償還額	差引現在高
1 普通債	63,620	27,400	3,288	87,732
一般補助事業債	7,241	4,100	247	11,034
一般単独事業債	36,332	6,400	1,531	41,201
公営住宅建設事業債	355	—	81	274
義務教育施設整備事業	19,692	16,900	1,429	35,163
2 災害復旧債	89,289	7,600	11,334	85,555
単独災害復旧事業債	35,379	3,800	5,252	33,927
補助災害復旧事業債	53,910	3,800	6,082	51,628
3 辺地対策事業債	17,208	1,200	1,288	17,170
4 公有林整備事業債	44,600	11,000	—	55,600
5 臨時減税補てん債	8,815	3,800	945	11,670
6 わく外債	175	—	175	0
合計	223,707	51,000	17,030	257,677

直診勘定 歳入 (単位千円)

科目	41年度決算額	40年度決算額
診療収入	6,713	5,529
繰入金	345	663
繰越収入	455	371
雑収入	46	181
計	7,559	6,744

  

科目	41年度決算額	40年度決算額
総務費	4,947	4,369
医療費	2,308	1,920
計	7,255	6,289

41年度町税収納状況 (単位千円)

種目別	調定額	収納済額	収納率
市町村民税	10,765	9,740	90.5
固定資産税	26,300	24,900	94.7
自動車税	2,792	2,395	85.8
たばこ消費税	7,965	7,965	100.0
電気ガス税	2,057	2,057	100.0
木材賦税	3,255	2,275	69.9
雑収入	17	17	100.0
合計	53,152	49,349	92.9

特別会計 国民健康保険事業勘定

科目	歳入 (単位千円)		歳出 (単位千円)	
	41年度決算額	40年度決算額	41年度決算額	40年度決算額
国民健康保険税	14,359	17,126	—	—
国庫支出金	30,635	29,447	—	—
県支出金	129	121	—	—
繰越収入	5,199	5,199	—	—
諸収入	59	183	—	—
計	50,381	46,877	—	—

  

科目	歳入 (単位千円)		歳出 (単位千円)	
	41年度決算額	40年度決算額	41年度決算額	40年度決算額
総務費	3,001	2,992	—	—
保険給付費	42,422	36,686	—	—
保険施設費	1,302	1,125	—	—
繰越支出金	145	79	—	—
計	46,949	41,677	—	—

## 地域総ぐるみで ネズミの駆除を

どこの家にもたくさん生息して、大きな被害を受けながらも、突外無とん着に過ぎないのが、ネズミでありましょう。

赤ん坊を食い殺したり、伝染病を媒介するのみで、家のネズミは、成果をあげたいのです。

町では、ネズミ駆除全国運動の一環として、婦人会にお願いして、ネズミ駆除のあつせんをしていただきますので、多数お申し込みのうえ、私たちの生活の場からネズミを一掃して、明るなお正月を迎えましょう。

あいやすい子ども  
交通安全に

## 技能士章を受けた 栄誉の大工さんなど

さる十一月十日、山口県庁で昭和三十六年度から三十八年度前期までの間に技能検定に合格された方々に対して、労働大臣から技能士章が交付されました。

おめでとうございます。

◎ 徳地町三谷 建築大工二級 辻村忠士さん  
◎ 徳地町三谷 建築大工二級 辻村忠士さん  
◎ 徳地町三谷 建築大工二級 辻村忠士さん  
◎ 徳地町三谷 建築大工二級 辻村忠士さん  
◎ 徳地町三谷 建築大工二級 辻村忠士さん

住民基本台帳制度は

どんな形で行なわれるか

住民基本台帳法については、十月五日発行の本紙一四四号で説明しましたが、いよいよこのほど施行期日である政令第二九一号が公布され、一部を除いて十一月十日から施行されました。

(1) 従来と手続きの変更点

法が施行せられると同時に、従来と手続きが異なるのは、住民としての地位の変更に関する届出が一本化せられることです。

(2) 住民基本台帳に定める

住民票にはなを記載するが、氏名、生年月日、男女の別、世帯主との続柄、戸籍の表示、住所等のほか、選挙人名簿の登録、国民健康保険および国民年金被保険者の資格、米穀類の配給に関する事項を記載することになっております。

(3) 届出の際の証明書はどうか

届出届を提出する際には、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付手続きについては従来と同様です。

(4) 選挙人名簿の登録

得票、選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録にもとづいて行なうように改められることになり、四年二月二十五日から起算して二年をこえない期間内で、政令で定められたとおりとなります。

(5) 学齢簿の編成

住民基本台帳に基づいて、学齢簿の編成を行なう規定も、あたらしく住民票の作成期日である昭和四四年三月三十一日の翌日四月一日から、施行されることになりました。

(6) 地方税法の改正

この法律の制定とともに、地方税法が改正されて、個人の住民税は原則として、その市町村の住民基本台帳に記録されている者に対して課税されることになりました。

歳末の防犯心得

十二月は、一年中いちばん犯罪の多い月です。歳末の忙しさについで、ちよこしたすきをねらわれます。

Table with 2 columns: 42年産米 政府売り渡し状況表. Rows include 11月現在の出荷数量 and 下支の状況.

金一〇〇円、八坂小学校三年生、これは、島地区小内町、金三〇〇円、原田石佐三門さん



(自治の動きより転載)

教育委員会の巻

- 1 教育委員会の所管に係る個人、簿記に関する事項、公民館、図書館の職員、給与等の人事に関する事項



遊林地に植栽した苗木を、よく活着させ、育ち成長させるためには、よい苗木を植えることが第一条件となります。

遊林地に植栽した苗木を、よく活着させ、育ち成長させるためには、よい苗木を植えることが第一条件となります。

遊林地に植栽した苗木を、よく活着させ、育ち成長させるためには、よい苗木を植えることが第一条件となります。

遊林地に植栽した苗木を、よく活着させ、育ち成長させるためには、よい苗木を植えることが第一条件となります。

- 1 学校の職員の人事給与に関する事項、教科内容およびその取り扱いに関する事項、教科用書の採択に関する事項